

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客に1名以上の死者又は行方不明者を生じた事故
2. 乗客に5名以上の負傷者を生じた事故
3. 乗客、乗員その他を問わず1名以上の死者又は行方不明者を生じた事故
(第1当事者に限る)
4. 乗客、乗員その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故(第1当事者に限る)
5. 乗客、乗員その他を問わず10名以上の負傷者を生じた事故(第1当事者に限る)
6. 飲酒又は酒気帯びによる人身事故
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

一般乗用旅客自動車運送事業者

報 告

速やかに

1. 及び2.
は特に速や
かに！

報告は管轄の運輸支局等へ！

群馬運輸支局等整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:027-263-4422 FAX:027-261-0032

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-3369-7371

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
 - ②発生日時
 - ③発生場所
 - ④事故車の登録番号
 - ⑤死者数、行方不明者数、重傷者数及び負傷者数
 - ⑥事故概要
 - ⑦情報入手先
 - ⑧その他判明している事項
 - ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告

事件発生時における報告フロー

(別添2)

特定重大事件

次の事件が発生した場合

- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

- 乗客に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合

事件の予告

- 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

一般乗用旅客自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

事件発生後速やかに連絡

群馬運輸支局整備部門保安担当
連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:027-263-4422 FAX :027-261-0032

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:080-3369-7371

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名 ⑤発生日時
- ⑥発生場所 ⑦被害車両の情報 ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑨情報入手先
- ⑩その他把握している事項 ⑪今後の対応 ⑫緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事業者名
- ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③予告日時、場所、受信内容
- ④情報入手先
- ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑥その他把握している事項 ⑦今後の対応
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告